



2018年度第1回「LSC相談員自主研修」



2018年8月29日(水)、奈良県労福協(奈良県労働者福祉協議会)主催で「ライフサポートセンター(LSC)職員及び相談員研修会」を開催しました。ライフサポートセンター奈良・南和の相談員8名、県労福協3名、連合奈良より4名、各地協事務局長・事務局5名が参加し、2つのテーマを研修しました。

冒頭、奈良県労福協の松岡隆専務理事は日頃のLSC奈良・南和での相談活動を労い、今後も多岐にわたる課題に対応できる相談活動をと挨拶しました。また連合奈良の山原一志事務局長は働き方改革が注視される中、LSCと連携しつつ働く皆さんのよりよい環境づくりに取り組みたいと挨拶されました。

研修第1部「相談員の基本」について



研修第1部はLSC奈良相談員の芳村弘門さんを講師に相談員活動の基本について研修しました。これまでの10年間のLSC奈良・南和の相談実績についてデータをもとにその特徴、傾向を分析しました。また、すべての課題に対応するというLSCの活動にとって最も重要な相談対応について、留意すべき基本的な事項をあらためて確認しました。



この10年間で相談内容が失業、雇用契約関係から家庭内問題の引きこもり、精神面の

相談、高齢者の老後の生活、遺産相続等の相談の増加傾向へと変わってきています。

相談の多様化に伴う問題解決力の向上を目的に、相談員のみなさんを中心に相談しやすい雰囲気づくりから問題点の整理、解決策提示等の技能向上を図る研修となりました。

研修第2部「働き方改革関連法」で何が変わるのか



研修第2部は連合大阪法曹団代表幹事の大川一夫弁護士を講師にお招きし働き方改革関連法でなにが変わるのかをテーマに研修しました。法は7月に成立したものの詳細はほとんど決まっておらず、今後、労働政策審議会で議論され厚生労働省が省令によって定めることとなります。

働き方改革関連法の内容は長時間労働の是正や高度プロフェSSIONAL制度、同一労働同一賃金の考えなど玉石混交です。

その中でたとえばインターバル制度を有効に活用するためには労使協議の中であらかじめインターバル時間を設定しておくべき等、具体的に必要な取り組みなどにつき学ぶことができました。

